



再就職等監視委員会事務局

- 再就職等監視委員会は、国家公務員法に基づき、中立・公正の第三者機関として、再就職等規制の遵守状況を監視するとともに、再就職等規制違反行為についての調査を実施しています。
委員長及び委員は、内閣総理大臣の指揮命令を受けず、自己の判断に従って職務遂行します（職権行使の独立性）。
※委員長 1 名（常勤） 委員 4 名（非常勤）
- 再就職等監視委員会事務局は、委員会の事務の処理等を行っています。

参事官

再就職等監察官

Cabinet Office

国家公務員の再就職等規制の枠組

■ 国家公務員の 3 つの再就職等規制

(1) あっせん規制

現役の国家公務員が、営利企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、再就職させる目的で国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

(2) 求職活動規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

(3) 元の職場への働きかけ規制

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（原則として退職後2年間）。

■ 再就職等規制違反の疑いが生じた場合

①まず、任命権者が調査を実施し、②必要があると認めるときは、再就職等監視委員会が任命権者と共同調査を実施し、③特に必要があると認めるときは、再就職等監視委員会が自ら調査を実施できることとなっています。
違反行為が確認された場合、任命権者による懲戒処分等の措置がとられます。

再就職等規制違反の監視・調査

再就職等監視委員会では、内閣人事局及び防衛省から定期的に公表される再就職情報や寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した元職員や人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行っています。

令和2年度は、再就職等監視委員会を計15回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行いました。

● 違反通報窓口

規制違反行為に関する情報を幅広く受け付けています。
<https://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html>



再就職等規制に関する説明会の様子

再就職等規制の周知

国家公務員及び民間企業等に対し、再就職等規制の周知を図り、規制違反行為の防止に努めています。

- 各府省の人事担当者を対象とした再就職等規制に関する説明会を実施
- 経済団体や業界団体等に対し、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報提供の呼びかけを協力依頼

● 再就職等監視委員会ホームページ

<https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>